

1 徳島市パートナーシップ宣誓制度で利用できる行政サービスについて

課名	① 利用できる サービス	② 内容	③宣誓書受領証の 提示	④ サービスを受けるに 当たっての留意事項	備考
資産税課	税に関する 証明書の交付	とくしまマイシティ便利帳（2021～2023保 存版）P49に記載の証明書です。	○	申請書・本人確認の 証明書が必要です。	
住民課	住民票の続柄変更	住民票の続柄が「同居人」から「縁故者」とな ります。	○	他市へ住所異動した場合 「同居人」となります。 ※明石市に転出された方 は「縁故者」とな ります。	双方が窓口に届出する必 要があります。
住民課	災害時の安否情報の提供	被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等情報 を提供します。	○	基本は提示を求めま すが、提示するものが 無い場合は、相手の住 所・氏名・生年月日を 把握していれば情報 を提供します。	
環境政策課	市営墓地の使用・承継	市営墓地においてパートナーを一緒に墓 地に埋葬できるほか、 墓地の使用権をパート ナーに承継できます。	○	市営墓地利用に関 する承諾書、届出書 等の提出が必要 です。	
子ども保育課	教育・保育給付認 定申請及び保育所 等利用申込・利用	パートナーの子どもが保育所等に 入所する際に「養 育する保護者」と して申請できます。	○	同居しており、かつ、 その子どもを現に監 護している必要 があります。	
住宅課	市営住宅の入居申 込	市営住宅の入居の ための申し込みが できます。	○	収入等の入居要 件があります。	
東消防署 西消防署	救急搬送証明書の 交付	救急搬送証明書の 交付を受けること ができます。	○	・救急搬送証明 書交付申請書の 提出が必要です。 ・申請に伴う委 任状の提出は 不要です。	
東消防署 西消防署	被災証明書の交 付	被災証明書の交 付を受けること ができます。	○	・被災証明書 交付申請書の 提出が必要 です。 ・本人証明 書の提示が 必要です。 ・申請に伴 う委任状の 提出は不要 です。	
東消防署 西消防署	事実証明書の交 付	事実証明書の交 付を受けること ができます。	○	・事実証明 書交付申請 書の提出が 必要です。 ・申請者の 本人証明 書の提示 が必要 です。 ・申請に 伴う委任 状の提出 は不要 です。	

2 ファミリーシップ（子に関する届出）で利用できる行政サービスについて

※ パートナーシップ宣誓書受領証の子ども記載欄の提示が必要です。

課名	① 利用できるサービス	② 内容	③宣誓書受領証の 提示	④ サービスを受けるに 当たっての留意事項	備考
資産税課	税に関する証明書の交付	とくしまマイシティ便利帳（2021～2023 保存版）P49に記載の証明書です。	○	申請書・本人確認の 証明書が必要です。	
環境政策課	市営墓地の使用・承継	市営墓地においてパートナーを一緒にの墓に埋葬 できるほか、墓地の使用権をパートナーに承継で きます。	○	市営墓地利用に関する承 諾書、届出書等の提出が 必要です。	
住宅課	市営住宅の入居申込	入居のための申込ができます。	○	他に収入等の入居要件が あります。	
東消防署 西消防署	救急搬送証明書 の交付	救急搬送証明書の交付を受けることができます。	○	・救急搬送証明書交付申 請書の提出が必要です。 ・申請に伴う委任状の提 出は不要です。	
東消防署 西消防署	被災証明書の交付	救急搬送証明書の交付を受けることができます。	○	・被災証明書交付申請書 の提出が必要です。 ・本人証明書の提示が必 要です。 ・申請に伴う委任状の提 出は不要です。	
東消防署 西消防署	事実証明書の交付	救急搬送証明書の交付を受けることができます。	○	・事実証明書交付申請書 の提出が必要です。 ・申請者の本人証明書の 提示が必要です。 ・申請に伴う委任状の提 出は不要です。	

### 3 パートナーシップ宣誓の有無に関係なく利用できる行政サービスについて

課名	① 利用できるサービス	② 内容	③宣誓書受領証の 提示	④ サービスを受けるに 当たっての留意事項	備考
市民税課	軽自動車税の減免	身体障害者等の送迎に係る軽自動車税減免は、生計同一又は介護運転者であれば減免のための申請ができます。	×	生計同一又は介護運転者であること。その他確認書類等が必要です。	
男女共同参画センター	DV相談	パートナーからの暴力の相談ができます。	×		
健康福祉政策課	災害見舞金の給付	火災等災害による被災者に対して見舞金等の給付を受けることができます。	×		住民票、続柄等にかかわらず居住実態による世帯を単位として実施しています。
健康長寿課	家族介護用品支給事業	介護用品（おむつ等）の支給を受けることができます。	×		家族である要介護者を居宅において同居し介護している必要があります。
健康長寿課 高齢介護課	各種高齢者福祉サービス	各種高齢者福祉サービスの相談・申請・受給等「家族であること」等の条件を付していない（代理可）ため、全て利用できます。	×		
生活福祉一課二課	生活保護	住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として制度を運用しています。	×		
生活福祉一課二課	生活困窮者自立支援事業	住民票、戸籍、続柄等に関わらず居住実態による世帯を単位として制度を運用しています。	×		
子ども健康課・ 子ども家庭総合支店室	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を受けることができます。	×	妊婦の方が来所できない場合は、妊婦の方のマイナンバーカードと代理人の本人確認のできる証明書の提示が必要です。そのうえで、妊婦の方との続柄を記入していただきます。	
子育て支援課	学童保育事業	居住実態で保護者を決定し事業を運用しておりパートナーシップ関係を保護者の一形態としています。	×		
子ども保育課	公立保育所・ 認定こども園の送迎	保護者と同様に送迎をすることができます。	×	事前に手続きが必要です。	問い合わせは各利用施設にお願いいたします。
学校教育課	公立幼稚園・ 小学校の送迎	保護者と同様に送迎をすることができます。	×	事前に手続きが必要です。	
医事経営課	市民病院での手術同意等	手術同意、病状証明等において、続柄に関わらず柔軟に対応しています。	×		